

## 厚木市自治会長退任に伴う感謝状贈呈に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の福祉向上又は市政の発展に尽力した自治会長に対し、感謝の意を表すため、感謝状を贈呈することについて、必要な事項を定めるものとする。

(贈呈の対象者及び贈呈物)

第2条 贈呈の対象者は、原則として、自治会長としての在職期間が2年以上の者とし、感謝状と記念品を贈呈する。ただし、自治会長としての在職期間が2年未満の者については、記念品のみを贈呈する。

(記念品の額)

第3条 記念品の額は、別表に定めるとおりとする。

(贈呈の時期)

第4条 贈呈は、毎年1回、厚木市自治会連絡協議会総会において行う。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

[別 表]

基 準 表

自治会長としての在職期間	贈 呈 内 容	備 考
10年以上	感謝状、記念品	8,000円程度
8年以上～10年未満	感謝状、記念品	7,000円程度
6年以上～8年未満	感謝状、記念品	6,000円程度
4年以上～6年未満	感謝状、記念品	5,000円程度
2年以上～4年未満	感謝状、記念品	3,000円程度
2年未満	記念品	2,000円程度